

財政金融委員会

委員一覧 (25名)

委員長	家西 悟 (民主)	椎名 一保 (自民)	平野 達男 (民主)
理事	杓掛 哲男 (自民)	田浦 直 (自民)	広田 一 (民主)
理事	中川 雅治 (自民)	田中 直紀 (自民)	円 より子 (民主)
理事	野上 浩太郎 (自民)	舩添 要一 (自民)	西田 実仁 (公明)
理事	大久保 勉 (民主)	山下 英利 (自民)	山口 那津男 (公明)
理事	峰崎 直樹 (民主)	池口 修次 (民主)	大門 実紀史 (共産)
	泉 信也 (自民)	尾立 源幸 (民主)	糸数 慶子 (無)
	片山 虎之助 (自民)	大塚 耕平 (民主)	
	金田 勝年 (自民)	富岡 由紀夫 (民主)	(18.10.24 現在)

(1) 審議概観

第165回国会において本委員会に付託された法律案は、内閣提出の2件であり、いずれも可決した。

また、本委員会付託の請願24種類322件は、いずれも保留とした。

〔法律案の審査〕

貸金業規制法等の改正 多重債務問題の解決の重要性及び貸金業が我が国の経済社会において果たす役割にかんがみ、貸金業の登録の要件の強化、貸金業協会及び貸金業務取扱主任者に係る制度の拡充並びに指定信用情報機関制度の創設を行うとともに、貸金業者による過剰貸付けに係る規制の強化を行うほか、みなし弁済制度の廃止、業として金銭の貸付けを行う者が貸付けを行う場合の上限金利の引下げ、業として行う著しい高金利の罪の創設、利息とみなされるものの範囲に係る規定の整備等を行う貸金業の規制等に関する法律等の一部を改正する法律案が提出された。委員会においては、上限金利引下げの効果、過剰貸付け規制の実効性の確保、カウンセリング体制の充実の必要性、貸金業者等に対する監督の強化、信用情報機関等における個人情報情報の保護の徹底、NPOバンクへの例外措置の必要性等について質疑が行われるとともに、さいたま市に委員を派遣して地方公聴会が開催された。その後貸金業規制法等改正案は、全会一致をもって可決された。なお、附帯決議が付された。

日・比経済連携協定締結に伴う関税措置の整備等 経済上の連携に関する日本国とフィリピン共和国との間の協定を実施するため、同協定で定められた関税の緊急措置及び関税割当制度の導入に関し、関税暫定措置法について所要の改正を行う関税暫定措置法の一部を改正する法律案が提出された。委員会では、東アジアにおける今後の経済連携の方向性、協定の締結が我が国に与える影響、関税割当制度の在り方等について質疑が行われ、多数をもって可決された。

その他 信託法案及び信託法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案について、法務委員会に対し連合審査の申入れを行うことを決定し、連合審査が行われた。

〔国政調査等〕

第164回国会閉会後の6月23日、村上ファンドへの出資・継続・解約など過去の行為について福井日銀総裁自身の分析及び評価、日銀総裁が個別ファンドへの支援を行うことによって日銀の中立性が損なわれる可能性等について質疑を行った。

10月24日、尾身財務大臣及び山本内閣府特命担当大臣より、財政政策等及び金融行政についての発言を聴取した。

これに対し、10月31日、景気回復時の経済政策、日本航空の公募増資、来年度新規国債発行枠についての考え方、消費者金融業者の資本関係等について質疑を行った。次いで、日本銀行法第54条第1項の規定に基づく通貨及び金融の調節に関する報告書（平成17年12月13日提出）について、福井日本銀行総裁より説明を聴取した。

11月2日、上記報告書に関し、デフレ脱却に関する日銀総裁の見解、ゼロ金利政策解除時期の決定理由、村上ファンドへの投資問題について国民に疑念を与えたことに対する日銀総裁の責任、日銀戸田分館（発券センター）建設の妥当性と建設コスト検証の必要性等について質疑を行った。

（2）委員会経過

○平成18年6月23日（金）（第164回国会閉会後第1回）

- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 日本銀行に関する件について与謝野内閣府特命担当大臣、谷垣財務大臣及び参考人日本銀行総裁福井俊彦君に対し質疑を行った。

〔質疑者〕中川雅治君（自民）、峰崎直樹君（民主）、櫻井充君（民主）、山口那津男君（公明）、大門実紀史君（共産）

○平成18年10月24日（火）（第1回）

- 理事の補欠選任を行った。
- 財政及び金融等に関する調査を行うことを決定した。

○平成18年10月31日（火）（第2回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 景気回復時の経済政策に関する件、日本航空の公募増資に関する件、道路特定財源に関する件、新規国債発行枠に関する件、消費者金融業者に関する件等について尾身財務大臣、山本内閣府特命担当大臣、富田財務副大臣、渡辺内閣府副大臣、望月国土交通副大臣、政府参考人及び参考人株式会社東京証券取引所常務取締役長友英資君に対

し質疑を行った。

〔質疑者〕 杓掛哲男君（自民）、峰崎直樹君（民主）、池口修次君（民主）、西田実仁君（公明）、大門実紀史君（共産）

- 日本銀行法第54条第1項の規定に基づく通貨及び金融の調節に関する報告書に関する件について参考人日本銀行総裁福井俊彦君から説明を聴いた。

○平成18年11月2日（木）（第3回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 日本銀行法第54条第1項の規定に基づく通貨及び金融の調節に関する報告書に関する件について尾身財務大臣、富田財務副大臣、政府参考人、参考人日本銀行総裁福井俊彦君、同銀行副総裁武藤敏郎君、同銀行理事水野創君、同銀行理事稲葉延雄君及び同銀行理事山口廣秀君に対し質疑を行った。

〔質疑者〕 山下英利君（自民）、平野達男君（民主）、大久保勉君（民主）、山口那津男君（公明）、大門実紀史君（共産）

○平成18年11月28日（火）（第4回）

- 理事の補欠選任を行った。
- 関税暫定措置法の一部を改正する法律案（閣法第2号）（衆議院送付）について尾身財務大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成18年11月30日（木）（第5回）

- 信託法案（第164回国会閣法第83号）（衆議院送付）及び信託法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案（第164回国会閣法第84号）（衆議院送付）について法務委員会に連合審査会の開会を申し入れることを決定した。
- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 関税暫定措置法の一部を改正する法律案（閣法第2号）（衆議院送付）について尾身財務大臣、富田財務副大臣、山本経済産業副大臣、藤野国土交通大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った後、可決した。

〔質疑者〕 野上浩太郎君（自民）、円より子君（民主）、西田実仁君（公明）、大門実紀史君（共産）

（閣法第2号）賛成会派 自民、民主、公明

反対会派 共産

○平成18年12月1日（金）（第6回）

- 貸金業の規制等に関する法律等の一部を改正する法律案（閣法第10号）（衆議院送付）について山本内閣府特命担当大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成18年12月5日（火）（第7回）

- 貸金業の規制等に関する法律等の一部を改正する法律案（閣法第10号）（衆議院送付）の審査のため委員派遣を行うことを決定した。
- 政府参考人の出席を求めることを決定した。

- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 貸金業の規制等に関する法律等の一部を改正する法律案（閣法第10号）（衆議院送付）について山本内閣府特命担当大臣、渡辺内閣府副大臣、水野法務副大臣、山本経済産業副大臣、田村内閣府大臣政務官、谷口総務大臣政務官、菅原厚生労働大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕中川雅治君（自民）、前川清成君（民主）、広田一君（民主）、尾立源幸君（民主）、峰崎直樹君（民主）、西田実仁君（公明）、大門実紀史君（共産）

- 理事の補欠選任を行った。

○平成18年12月6日（水）

法務委員会、財政金融委員会連合審査会（第1回）

（法務委員会を参照）

○平成18年12月7日（木）（第8回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 貸金業の規制等に関する法律等の一部を改正する法律案（閣法第10号）（衆議院送付）について山本内閣府特命担当大臣、渡辺内閣府副大臣、水野法務副大臣、富田財務副大臣、政府参考人、参考人日本銀行理事水野創君及び同銀行金融機構局長山本謙三君に対し質疑を行った後、参考人日本弁護士連合会上限金利引き下げ実現本部事務局長新里宏二君、全国クレジット・サラ金被害者連絡協議会副会長吉田洋一君、日興シティグループ証券株式会社株式調査部ディレクター津田武寛君、社団法人全国貸金業協会連合会会長石井恒男君、アコム株式会社代表取締役社長木下盛好君及び全国銀行協会企画委員長平野信行君から意見を聴き、各参考人に対し質疑を行った。

- ・質疑

〔質疑者〕広田一君（民主）、大久保勉君（民主）、西田実仁君（公明）、大門実紀史君（共産）

- ・参考人（新里宏二君、吉田洋一君、津田武寛君）に対する質疑

〔質疑者〕山下英利君（自民）、大久保勉君（民主）、西田実仁君（公明）、大門実紀史君（共産）

- ・参考人（石井恒男君、木下盛好君、平野信行君）に対する質疑

〔質疑者〕山下英利君（自民）、富岡由紀夫君（民主）、山口那津男君（公明）、大門実紀史君（共産）

○平成18年12月12日（火）（第9回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 参考人の出席を求めることを決定した。

- 派遣委員から報告を聴いた。
- 貸金業の規制等に関する法律等の一部を改正する法律案（閣法第10号）（衆議院送付）について山本内閣府特命担当大臣、尾身財務大臣、渡辺内閣府副大臣、水野法務副大臣、田村内閣府大臣政務官、菅原厚生労働大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った後、可決した。

〔質疑者〕平野達男君（民主）、尾立源幸君（民主）、富岡由紀夫君（民主）、峰崎直樹君（民主）、山口那津男君（公明）、西田実仁君（公明）、大門実紀史君（共産）

（閣法第10号）賛成会派 自民、民主、公明、共産

反対会派 なし

なお、附帯決議を行った。

○平成18年12月14日（木）（第10回）

- 請願第17号外321件を審査した。
- 財政及び金融等に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。
- 閉会中における委員派遣については委員長に一任することに決定した。

（3）議案の要旨・附帯決議

○成立した議案

関税暫定措置法の一部を改正する法律案（閣法第2号）

【要旨】

本法律案は、経済上の連携に関する日本国とフィリピン共和国との間の協定（以下「協定」という。）を実施するため、フィリピンの特定の貨物に係る関税の緊急措置の導入、協定に基づく関税割当制度の導入等のため所要の改正を行うものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、フィリピンの特定の貨物に係る関税の緊急措置の導入

関税の撤廃・引下げによるフィリピン産品の輸入の増加が原因となって、国内産業に重大な損害を与える場合等に、フィリピン産品の関税率を引き上げること等ができることとするための関税の緊急措置を導入する。

二、協定に基づく関税割当制度の導入

フィリピンに対して一定の数量を限度として関税の撤廃・引下げをする物品については、当該数量の範囲内での輸入に限って、協定に基づく税率を適用することとするための関税割当制度を導入する。

三、その他

その他所要の規定の整備を行う。

四、施行期日

この法律は、別段の定めがある場合を除き、協定の効力発生の日から施行する。

貸金業の規制等に関する法律等の一部を改正する法律案(閣法第10号)

【要旨】

本法律案は、多重債務問題の解決の重要性及び貸金業が我が国の経済社会において果たす役割にかんがみ、貸金業者の登録要件の強化や貸金業協会の認可法人化等による貸金業の適正化、指定信用情報機関制度の創設等による過剰貸付けに係る規制及び出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（出資法）の上限金利の引下げ等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、貸金業の適正化

- 1 貸金業の規制等に関する法律の題名を「貸金業法」に改める。
- 2 貸金業者の登録要件を強化した上で、財産的基礎要件として最低純資産額を2,000万円及び5,000万円へ段階的に引き上げる。
- 3 貸金業務取扱主任者資格試験制度を創設した上で、資格試験に合格し内閣総理大臣の登録を受けた貸金業務取扱主任者を営業所等ごとに配置することを貸金業者に義務付ける。
- 4 貸金業協会を内閣総理大臣の認可法人とし、広告の適正化等について業務規程の作成を義務付け、業務規程の認可の枠組みを導入するとともに、貸金業協会に加入していない貸金業者の業務について、内閣総理大臣又は都道府県知事による監督の規定を整備する。
- 5 勧誘に係る規制、取立て規制等を強化するとともに、生命保険契約の締結に係る制限、書面交付に係る規制、帳簿書類の閲覧、公正証書に係る規制等に関する規定を整備する。
- 6 貸金業者に対する業務改善命令を創設するほか、すべての貸金業者に事業報告書の提出を義務付ける。

二、過剰貸付けに係る規制

- 1 内閣総理大臣による信用情報機関の指定制度を創設した上で、顧客等の返済能力の調査に当たって、個人が顧客等である場合については、貸金業者に指定信用情報機関が保有する信用情報の使用を義務付ける。
- 2 貸金業者に対し、他の貸金業者の貸付けの残高との合計額が年収等の3分の1を超えることとなる貸付けを原則禁止する。

三、上限金利の引下げ

- 1 利息制限法に規定する利息の制限額と出資法に規定する利息の制限額との間の金利（グレーゾーン金利）を任意に支払い、貸金業者から契約書面等が交付されている場合に有効な債務の弁済とみなすこととしている規定（みなし弁済制度）を廃止する。
- 2 出資法上の業として行う高金利違反の罪となる金利を、年29.2パーセントを超える金利から、年20パーセントを超える金利に引き下げる。
- 3 貸金業者による利息制限法の規定を超える利息の契約、利息の受領又はその支払の要求を禁止する。

4 債権者が業として行う金銭消費貸借におけるみなし利息の範囲について、みなし利息から除外される費用を公租公課、公の機関が行う手続に関してその機関に支払うべきもの、ATM手数料等に限定する。

5 日賦貸金業者及び電話担保金融についての特例を廃止する。

四、罰則の強化

貸金業者の無登録営業等の罰則を引き上げるとともに、業として金銭の貸付けを行う場合に年109.5パーセントを超える割合による利息の契約をしたときの罰則を新設する。

五、その他

1 政府は、多重債務問題の解決の重要性にかんがみ、関係省庁相互間の連携を強化することにより、多重債務問題の解決に資する施策を総合的かつ効果的に推進するよう努めなければならない。

2 政府は、貸金業制度の在り方及び金利の規制の在り方について、この法律の施行後2年6月以内に、過剰貸付けに係る規制及び上限金利の引下げを円滑に実施するために講ずべき施策の必要性の有無について検討を加え、その結果に応じて所要の見直しを行うものとする。

六、施行期日

この法律は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、罰則の強化は公布の日から起算して1月を経過した日、最低純資産額の2,000万円への引上げ、貸金業務取扱主任者資格試験制度及び指定信用情報機関制度の創設はこの法律の施行日から起算して1年6月を超えない範囲内において政令で定める日、最低純資産額の5,000万円への引上げ、資格試験合格者である貸金業務取扱主任者の設置の義務付け、過剰貸付けに係る規制及び上限金利の引下げはこの法律の施行日から起算して2年6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

【附帯決議】

政府は、次の事項について、十分配慮すべきである。

- 一 上限金利引下げを始めとする改正法の可及的速やかな施行に努めるとともに、カウンセリング体制やセーフティネット貸付の充実、ヤミ金融への取締強化、登録業者への監督強化、金融経済教育の充実など、多重債務問題の解決に向けた対策に政府を挙げて取り組むため、内閣官房に多重債務者対策本部を早期に設置し、関係省庁が連携して、官民一体となった取組を推進すること。
- 一 多重債務者に対する相談窓口を設置して適切な助言を行い、また、カウンセリング機関とのネットワークを構築して、必要な紹介を行うなど、多重債務を抱える住民に対する支援体制を整備するよう、各地方自治体に対し、要請を行うこと。また、事前予防型カウンセリングと債務整理型事後カウンセリングを共に強化し、資金需要者が適切なタイミングでカウンセリングを速やかに受けられるよう体制の充実と周知を図ること。そのため、日本司法支援センター（法テラス）、財団法人日本クレジットカウンセリング協会等について、弁護士会・司法書士会に必要な協力を要請しつつ、体制及び相互連携

の強化を図ること。

- 一 利息制限法の上限金利を超える金利に関する過払い金の返還が多重債務問題の解決に果たす役割にかんがみ、過払い金の返還が適切に債務者に行われるようにし、また、過払い金の支払総額を適切に債務者に通知するなどして、債務者の生活再建に資するよう、取組を進めること。
- 一 利息制限法を超過した金銭の貸付けにおける、担保としての手形・小切手の取得に関する実態把握に努め、適切な対応策を検討すること。
- 一 無登録・高金利等のヤミ金融被害が増えることのないよう、違法業者の摘発のための体制を整備・拡充し、関係法令に基づく徹底した取締りを行うこと。また、違法業者に関する情報を広く一般から効果的に収集するための手法や、貸金業者・貸金業協会が行政当局に協力する仕組みの導入に努めること。さらに将来的には、法令違反によって得た利益を剥奪できる制度等について検討を進めること。
- 一 登録業者の監督について、より効果的に行うための方策を検討しつつ強化を図ること。また、貸金業者の海外進出状況や進出先での活動状況については、海外の関係当局とも情報交換しつつ、その実態把握に努めること。さらに、日賦貸金業者の特例金利が廃止されるまでの間、制度の潜脱を防ぐために、監督上特段の注意を払うこと。
- 一 若年者による健全な実需に基づかない不要不急の借入れなど、無人契約機の安易な利用が多重債務問題の一因となっているとの指摘も踏まえ、十分な実態調査の上、安易な借入れを抑制する仕組みを検討すること。また、郊外における遊技施設等に隣接し、各社が集積させている設置方法などについて、貸金業協会による適切な自主規制が行われるよう配慮すること。
- 一 指定信用情報機関への情報提供やその信用情報の管理・利用に際しては、個人情報保護法の遵守等により、債務者のプライバシー保護に欠けることのないよう努めること。
- 一 安易な借入れを抑制するため、テレビ・コマーシャルの放映時間帯や放映回数、誇大な看板など広告の方法・内容や頻度について、貸金業協会による適切な自主規制が行われるよう配慮すること。
- 一 多重債務者の増加を極力抑制するため、可及的速やかに金融経済教育を学校教育のカリキュラムなどに組み込むこと。その際、弁護士会や司法書士会に必要な協力を要請し、学校段階から家計管理や債務管理についての啓発活動を実施すること。なお、教材等の適切さについては、十分な注意を払うこと。
- 一 上限金利引下げや総量規制等の今回の措置及び貸金業者の多額の過払い金の発生が、経済社会に与える影響を注視し、適切に対処すること。
- 一 いわゆる商工ローン業者については、主債務者が無資力にもかかわらず、保証人からの回収を前提とするような過剰な貸付けが行われないう、貸金業協会による適切な自主規制への取組に配慮すること。また、保証料等の対価を得ることのない保証人に関しては、無償であり危険のみ負担するというその性格にかんがみれば、合理性を欠くものとする余地もあることも含めて、個人保証の合理性などについても検討すること。
- 一 資金需要者に対する公的支援制度等のセーフティネットの拡充・強化については、貸

し渋り等による影響を緩和し、ヤミ金融への流出を防止する観点から、地方自治体や関係団体とも協力しつつ、特段の努力を払うこと。

- 一 総量規制など、今回導入する新たな規制の実効性を確保するため、資金需要者の所得確認、借入状況確認、本人確認等の適切な与信審査が行われるよう、指導監督を徹底すること。
- 一 市民活動を支える新たな金融システムを構築する観点から、法施行後2年6月以内に行われる見直しに当たり、非営利で低利の貸付けを行う法人の参入と存続が可能となるよう、法律本則に明記することなど、必要な見直しを行うこと。
- 一 今回の改正後の多重債務問題の状況も見極めつつ、全ての消費者信用の利用者の保護を徹底するため、貸金業者以外の信販や銀行等も含めた消費者信用全体の体制の在り方等について、検討を進めること。
- 一 金融庁による検査・監督の実施に関する情報が社会及び金融資本市場に与える影響にかんがみ、立入検査の実施時期、行政処分の内容等に関して、その情報管理を徹底すること。

右決議する。